

非該当証明書 請求フォーム

平成28年12月改定

非該当証明書を発行するに当たり、下記の内容確認、及び記入をお願い申し上げます。

1. 対象となる製品			
(1) 製品名	<input type="checkbox"/> 照明拡大鏡	<input type="checkbox"/> 実体顕微鏡	<input type="checkbox"/> その他製品
(2) 型式※		型	倍
(3) 仕様	電圧：	V/周波数：	Hz/プラグ形状：型
(4) 対象台数※ / 製造番号	台数：	台 / #	
2. 証明書の宛名、対象製品の出荷先国名、需要者、及び輸出目的			
(1) 宛名※			
(2) 出荷先国名※			
(3) 需要者（最終ユーザー）名※	①		
①国内法人様名			
”	②		
②海外法人様名			
②の住所			
(4) 輸出、及び製品の使用目的※			
3. 販売店様情報			
(5) 販売店様名※			
4. 輸出規制該当状況			
(1)輸出貿易管理令 別表1の第1項～15項に掲げられる品目（リスト規制品目）の対象外です。			
(2)輸出貿易管理令 別表1の16項に掲げられる補完的輸出規制品目（キャッチオール規制品目）には該当しております。			
(3)上記の「該当」の場合、第16項（キャッチオール規制）中欄：関税定率表別表第25類～第40類、第54類～第59類、第63類、第68類～第93類、または第95類に該当する貨物は規制品対象品目で有り、弊社対象製品の分類が第90類で有る事から、仕向け国が「別表第3」の国のホワイト国で無い場合は需要者確認が必要です。			
輸出貿易管理令別表第3に掲げる国（ホワイト国）一覧			
<small> アイルランド・アメリカ合衆国・アルゼンチン・イタリア・英国・オーストラリア・オーストリア・オランダ・カナダ・ギリシャ・スイス・スウェーデン・スペイン・チェコ・大韓民国・デンマーク・ドイツ・ニュージーランド・ノルウェー・ハンガリー・フィンランド・フランス・ベルギー・ポーランド・ポルトガル・ルクセンブルク・ブルガリア 上記27カ国以外が仕向先国の場合、用途確認、及び需要者確認（外国ユーザーリストによる）を実施し、該当/非該当の確認を行います。 </small>			
備考欄			
オーツカ光学記入欄	①代理店コード：	②製品コード：	③受注No：
	④製造年月日：	⑤国別コード：	
注2：新規発注製品の非該当証明書発行は、製品に添付して出荷致します。 注3：製造番号のご連絡が無い場合は、個別の製品では無く、製品（機種）全体での該当判定を行います。 尚、製品出荷前の非該当証明書発行は行いません。			

返信先 F A X : 0 3 - 3 4 9 1 - 4 1 2 0

〒142-0062 東京都品川区小山1-1-4 株式会社オーツカ光学 担当： 営業部 浅見/片田

※印は必須項目です。必ずご記入下さい。

平成28.12改定内容～輸出貿易管理令の一部を改正する政令(11月7日公布)省令、及び告示の改正(11月18日公布) 施行日：平成29年1月7日
 (H29年2月/書式変更)